

## 私費による研修会等参加費用補助事業規定

- 1 目的 この事業は、香教連会員が教職員としての資質を向上させるため、私費で民間や特定の学会等の主催する研修会に参加した場合、その費用の一部を補助し、もって会員の指導力の向上に資することを目的とする。
- 2 対象 この事業の対象は、すべての香教連会員（講師部会員を除く）とする。
- 3 適用 この事業の適用要件は、以下の通りとする。
  - (1) 研修会の参加費（資料代含む）、会場までの交通費、宿泊費等を合計した自己負担額が10,000円以上になった場合を、補助の対象とする。
  - (2) 補助額は、自己負担額に応じて、以下のよう設定する。

自己負担額	補助額
10,000円以上15,000円未満	2,000円
15,000円以上20,000円未満	3,000円
20,000円以上25,000円未満	4,000円
25,000円以上	5,000円
  - (3) 申請は、会員一人あたり1単位年度につき1回とする。  
(複数回の研修会の合計も可能だが、申請は1回のみ。)
  - (4) 該当する研修会の種別は、以下の通りとする。（県内外を問わない）
    - ① 教職員としての資質の向上に資するもの。
    - ② 民間の団体、学会、企業、NPO等の主催する研修会、セミナー、講演会、ワークショップ。
    - ③ 福利厚生に関するもの（コンサート、観劇、スポーツ観戦等）は該当しないものとする。
    - ④ 他団体からの資金援助（旅費、宿泊費等の支給）のないもの。
    - ⑤ 共済組合への宿泊補助の申請は、これを妨げない。
- 4 手続き 補助を受けるための手続きは、以下の通りとする。
  - (1) 申請書に必要事項を記入し、受講者本人の氏名と金額を明示した領収書（参加料・資料代、交通費、複写可）と研修会の概要が分かる資料（実施要項、パンフレット、リーフレット、複写可）を添えて単組会長に提出。
  - (2) 単組会長は、記載内容と添付書類を確認し、記名捺印の上、香教連委員長宛に申請書を提出し、香教連委員長の承認を受ける。
  - (3) 単組会長は、香教連本部より、会長名の領収書と引き替えに補助金を受け取り、受講者本人に渡す。
  - (4) 当該年度における申請の最終は1月末までとし、3月末までに受講者への補助金支給を終了するものとする。
- 5 失効 該当研修会終了後、6月以上を経過した後の申請は無効とする。
- 6 無効 申請書と添付された書類に明らかな不正が確認された場合は、無効とする。
- 7 見直し この規定は、執行委員会において見直す。